

第6章 景観・環境への配慮

地すべり防止計画及び総合土砂災害対策計画の策定に当たっては、計画区域及びその周辺における自然環境・景観等に十分配慮するものとする。

解 説

地すべり防止計画等の策定に当たっては、生物の生息・生育環境、景観、水質等の現状等を踏まえ、生物の生息・生育環境の連続性や良好な景観の確保等が図られるよう、施設配置、施設の形状、構造等について十分に配慮する必要がある。

市街地等にある緑豊かな斜面は、市街地の景観を構成する重要な要素であり、生物の生息・生育環境を保全する貴重な空間である。そのため、地すべり防止施設による対策を検討するに当たっては、周辺的生活環境等に十分配慮し、既存木の保全や在来種などによる新たな植生の導入等、状況に適した設計と施工に努める必要がある。

(1) 法面緑化

地域の植生を十分調査し、適切な緑化工法を選定すること。

(2) 構造物の修景

法枠工及びアンカー工（受圧版）等を採用するに当たっては、それ自身の修景に考慮するとともに、既存樹木をできる限り修景に生かすように配慮すること。

(3) その他

緑化は、大規模法面だけでなく、掘削によって生じた法面（水路工等）にも実施すること。